

# 令和元年台風第19号等の災害により休業している事業主・労働者の皆様へ ～雇用保険の基本手当の特例措置と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～

## ① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

災害により休業した場合や一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含まれます）は、雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
  - ① **激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止した場合に休業手当が支払われない方については、実際に離職していなくとも基本手当を受給できます。**
  - ② **激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止したために一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給できます。**
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。  
（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。）※  
※ 制度利用に当たっての留意事項  
本特例措置制度を利用して、雇用保険の基本手当等の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

## ② 令和元年台風第19号による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業等させる場合

令和元年台風第19号による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所の事業主は以下の特例措置を利用することができます。（※令和元年台風第19号による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用が可能です。）

※「経済上の理由」とは、例えば、以下のような場合が該当します。

- ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・風評被害により、観光客が減少した場合
- ・修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、事業所、設備の早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

本特例は、休業等の初日が令和元年10月12日から令和2年4月11日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用します。

- ① 休業を実施した場合の助成率を引き上げる（※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の都県内の事業所に限る）【中小企業：2/3から4/5へ】【大企業：1/2から2/3へ】
- ② 支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長（※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の都県内の事業所に限る）
- ③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、  
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする  
イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ⑤ 災害発生日に遡っての休業等計画届提出を、令和2年1月20日まで可能とする
- ⑥ 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する
- ⑦ 令和元年台風第19号発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークまたは労働局へご相談ください。

## 福島労働局管内ハローワーク

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特別措置】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号	
福島労働局職業安定部 職業安定課雇用保険係	〒960-8021 福島市霞町 1 番 46 号 福島合同庁舎 4 階	024-529-5389	
中通り地方	ハローワーク福島	〒960-8589 福島市狐塚 17-40	024-534-4121
	ハローワーク二本松	〒964-0906 二本松市若宮 2-162-5	0243-23-0343
	ハローワーク郡山	〒963-8609 郡山市方八町 2-1-26	024-942-8609
	ハローワーク須賀川	〒962-0865 須賀川市妙見 121-1	0248-76-8609
	ハローワーク白河	〒961-0074 白河市郭内 1-136 白河小峰城合同庁舎	0248-24-1256
会津地方	ハローワーク喜多方	〒966-0853 喜多方市字千苺 8374	0241-22-4111
	ハローワーク会津若松	〒965-0877 会津若松市西栄町 2-23	0242-26-3333
	ハローワーク南会津	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字行司 12	0241-62-1101
浜通り地方	ハローワーク相馬	〒976-0042 相馬市中村 1-12-1	0244-36-0211
	ハローワーク相双	〒975-0032 南相馬市原町区桜井町 1-127	0244-24-3531
	ハローワーク富岡	〒979-1111 双葉郡富岡町大字小浜字大膳町 109-1	0240-22-3121
	ハローワークいわき	〒970-8026 いわき市平字堂根町 4-11 いわき地方合同庁舎	0246-23-1421
	ハローワーク小名浜	〒971-8111 いわき市小名浜大原字六反田 65-3	0246-54-6666
	ハローワーク勿来	〒974-8212 いわき市東田町 1-28-3	0246-63-3171

② 災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】

労働局	所在地	電話番号
福島労働局職業安定部 職業対策課雇用開発係	〒960-8021 福島市霞町 1 番 46 号 福島合同庁舎 4 階	024-529-5409